

商業登記電子証明書 は・じ・め・てガイド

～ 制度の概要 ～

電子証明書って
何だろう？

どんなメリットが
あるの？



どうやって
取得するんだろう？

登記所では、会社・法人の代表者等に関する
電子証明書を発行しています

法務省民事局



電子証明書って何？



💡 行政手続をオンライン申請で行うときなどに、申請人の**本人確認等をオンラインで行うために用いられる証明書**です。

登記所では、会社・法人の代表者等に関する電子証明書（商業登記電子証明書）を発行しています。

紙（窓口）での申請

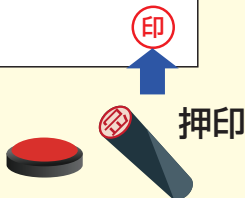
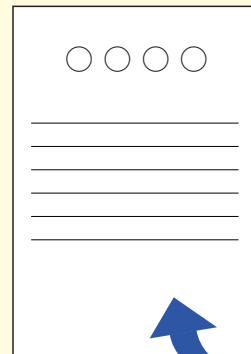
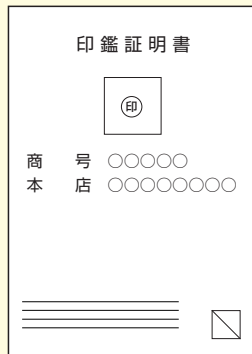
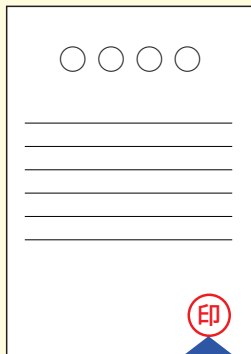
電子証明書を用いたオンライン申請

申請書

印鑑証明書

申請データ

電子証明書



押印

電子署名



マイナンバーや民間事業者が発行する電子証明書との違いは？

💡 マイナンバーカードに格納されている電子証明書や民間事業者が発行する電子証明書は、いずれも「**個人**」を証明する電子証明書となっています。

一方、登記所が発行する電子証明書は「**法人**」の代表者に対して発行しているものであり、会社・法人の代表者名義でオンライン申請等を行う場合に利用していただくことができます。



商業登記電子証明書はどのような手続に使えるの？

💡 利用することができる国・地方公共団体等の手続の例は、次のとおりです。

- 登記・供託オンライン申請
- e-Tax（国税電子申告・納税システム）
- eLTAX（地方税電子申告）
- 社会保険・労働保険関係手続（e-Gov 電子申請システム）
- 特許のインターネット出願
- 自動車保有関係手続のワンストップサービス
- 総務省 電波利用 電子申請・届出システム
- 防衛装備庁 電子入札・開札システム
- オンラインによる支払督促手続（督促手続オンラインシステム）
- 政府電子調達システム（GEPS）
- 電子自治体における各種の申請・届出システム

※このほか企業間の電子契約などにも利用用途が拡大しています。



電子証明書を取得するメリットは？



💡 電子証明書を使って、オンライン申請等をするると、次のようなメリットがあります。

- ➡ 申請のための往復交通費が節約できます。
- ➡ 申請窓口までの移動時間や待ち時間がなくなります。
- ➡ 申請窓口の対応時間外でも申請できます。
- ➡ 手数料が安くなったり、添付書類を省略できる場合があります。

登記・供託オンライン申請システム を利用すると……

登記・供託オンライン申請システム

検索

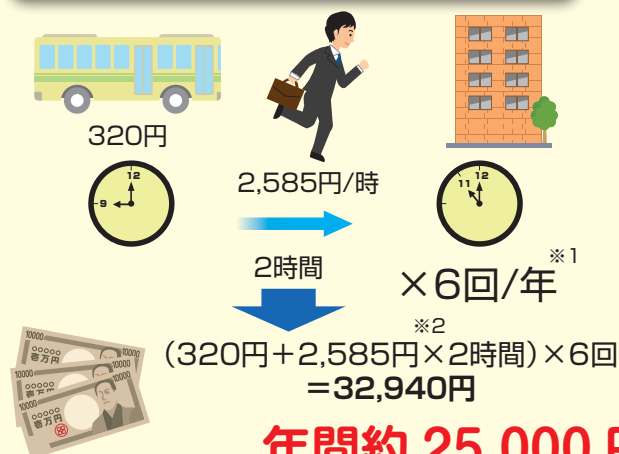
例) 会社代表者等の印鑑証明書の請求の場合
 窓口・郵送請求 **450円** → オンライン請求・送付 **410円**
 → オンライン請求・窓口交付 **390円**

・ 供託の申請で資格証明書の添付省略が可能。

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

期待できる削減コスト例

紙（窓口）での申請



電子証明書を用了電子申請



年間約 25,000 円のコスト削減効果

※1: 年間の社会保険・労働保険関係の届出を想定（毎年申請が必要な主な手続の頻度を考慮して設定したもので、年間6回と決まっているわけではありません。）

※2: 時間当たり給与（年間平均給与 441 万円〔国税庁民間給与実態統計調査（平成 30 年分）〕 ÷ 年間総実労働時間 1,706 時間〔厚生労働省毎月勤労統計調査（平成 30 年分）〕



取得費用は？



💡 電子証明書には、証明期間（有効期間）が定められており、期間ごとの手数料は以下のとおりです。

なお、証明期間内であれば、何度でも電子申請等にご利用いただくことができます。

証明期間	3か月	6か月	9か月	12か月	15か月	18か月	21か月	24か月	27か月
発行手数料	2,500円	4,300円	6,100円	7,900円	9,700円	11,500円	13,300円	15,100円	16,900円

※電子証明書の証明期間内に、電子証明書に表示された事項（商号、本店、代表者の資格・氏名等）に関する変更の登記がされた場合には、その電子証明書は失効しますので、ご注意ください（電子証明書が失効した場合、手数料の払戻しはいたしません。ただし、一定の条件を満たす場合は、再発行の申請（手数料不要）をすることができます。詳しくは、管轄登記所にお問い合わせ願います。）。



どうやって取得するの？



💡 申請書等の作成は、**法務省が提供する無償のソフト**を用いて簡単に行うことができます。

通常、登記所への発行申請後、その日のうちに電子証明書を取得することができます。

～かんたん3ステップ！～

ステップ

1

専用ソフトで申請に必要なファイルの作成

- ※専用ソフトは、法務省ホームページから**無償**でダウンロードできます。
- ※操作方法に関する疑問は、**サポートデスク**で対応します。



ステップ

2

登記所へ発行申請

<郵送申請も可能です>



ステップ

3

電子証明書の取得（ダウンロード）

- ※登記所で交付されたシリアル番号を使って電子証明書をダウンロードします。
- ※取得した日から申請等にご使用いただけます。



詳しくは、法務省ホームページ 又は パンフレット「会社・法人の代表者等に関する電子証明書の取得方法について」をご覧ください。

電子証明書取得のご案内

検索

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html

※法務省ホームページでは、電子認証制度や電子証明書の取得の方法を分かりやすく解説した動画も掲載しています。



どこに申請すればいいの？



💡 申請先は、会社・法人の管轄登記所（本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所）となります。

管轄は、「法務局ホームページ」内の「管轄のご案内」ページで確認することができます。